

2020年9月29日

『中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務』事務局  
富士ゼロックス株式会社  
公共営業部  
部長 吉村 直樹

「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」への  
参加に際しての規約事項について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」へのご参加に際し、下記の規約事項にご同意いただくことを、参加条件とさせていただきます。同意されない場合は、事務局まで参加申込の取り消しのご連絡をお願い申し上げます。ご連絡なき場合は、規約事項にご同意いただけたものといたします。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

本事業への参加に際する規約事項

1. 以下に定義した中小企業等が参加可能です。

<セキュリティマネジメント指導における中小企業等の定義>

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

業種分類	定義
⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
⑫ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

※上記に該当する事業者であっても、法人格のない任意団体、公序良俗に反する事業者は対象外とする。

※令和元年度に実施した「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」に参加した中小企業等は対象外となります。

2. SECURITY ACTION 宣言一つ星以上を登録いただく必要があります。SECURITY ACTION 宣言がまだの場合は、以下のサイトから宣言を行ってください。

◇SECURITY ACTION 自己宣言者サイト

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/entry/>

3. 本事業における指導内容及び成果物は、以下に記載する事項となります。それ以外の指導に関するご要望については、本事業の範囲には含まれませんのでご了承ください。

(※) 会社の規模や状況、時間の制約などにより、細かな指導内容を変更する可能性があります。

指導内容の詳細は、専門家に一任ください。

<指導内容（全 4 回予定）>

- 1 回目：情報セキュリティ診断等による潜在的リスクの洗い出し
- 2 回目：診断結果から重点領域を可視化し対策の決定、基本方針の策定
- 3 回目：関連規定の特定、策定に向けた検討
- 4 回目：関連規定のレビューと専門家指導全体のまとめ

<成果物>

- ・情報セキュリティ基本方針／関連規程類（※）
- ・自社診断シート（※）
- ・情報セキュリティ対策実行計画書
- ・SECURITY ACTION 二つ星宣言

(※) 本事業で用いる各種ひな型の著作権は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に帰属します。それらを活用して作成した成果物は、専門家の指導により作成した中小企業に帰属します。

4. 指導場所につきましては、専門家の現地訪問による指導の場合、指導事業参加申込み時に記載いただいた所在地とさせていただきます。なお、オンラインによる指導の場合、インターネット接続が可能な場所(申込み時の記載所在地以外でも可)にて、オンライン会議型式での指導に参加していただけます。有料の貸会議室等を利用する場合の費用は、企業側でご負担ください。
5. 指導開始後の指導専門家交代のご希望はお受けできません。
6. 指導専門家との間でのトラブル等不測の事態が生じた場合、指導を中止させて頂く場合がございます。
7. 指導終了後の継続指導につきましては、本事業の対象外となります。継続指導を希望される場合(別途有償)には、指導専門家に直接ご相談ください。
8. 指導専門家の責に帰すべき事由により、指導先中小企業等に対して損害を生じさせた場合は、その範囲内で指導専門家が賠償の責任を負います。  
但し、指導によりポリシー、規程類、計画などを作成及びこれらに基づく運用は、指導先企業の責任のもと行っていただきます。万が一、セキュリティ事故等が発生した場合、指導専門家、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)及び富士ゼロックス株式会社は、一切の責任を負わないものとしします。  
<専門家の責に帰すべき事由の例>
  - ・指導先企業を訪問中の専門家の過失に起因する物損
  - ・専門家の自己都合で突然の指導キャンセルにより発生した、遠方から本社に来ていた社員の交通費、人件費 等
9. 企業が反社会的勢力との関わりが疑われた場合は、参加のお申込みをお断り、または指導を中止させて頂く場合がございます。
10. 個人情報の取り扱いは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定めるプライバシーポリシーに従います。
11. 本利用規約は、予告無く改正することがあります。その場合、改正後の内容は、それが独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のウェブページ上で公表された時以降の利用に適用するものとします。

以上

**【連絡先・問い合わせ先】**

『中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務』事務局（富士ゼロックス内）

TEL: 03-6801-6911（平日 10 時 30 分～17 時 00 分、年末年始除く）

Mail : info@sme-security.jp

事業案内サイト : <https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/management/index.html>

（本事務局業務については、富士ゼロックス株式会社が、独立行政法人情報処理推進機構より受託しております。）